



平成 30 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社フリークアウト・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 Global CEO 本 田 謙
(コード番号：6094 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 永 井 秀 輔
(TEL. 03-6721-1740)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 15 日開催の当社取締役会におきまして、平成 29 年 1 月 16 日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」にて公表した第 7 回新株予約権（有償ストック・オプション）（以下「本ストック・オプション」といいます。）行使条件の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 行使条件変更の理由

当初当社は、本ストック・オプションの行使条件における指標として、日本基準において投資家の皆さまが最も関心を示す業績評価指標の一つである経常利益を採用しておりました。

一方、平成 29 年 9 月期末以降、当社は業績評価指標として EBITDA を採用し、決算説明会資料・中期計画説明資料など各 IR 資料においても中期計画の目標数値を EBITDA をベースに投資家の皆さまへ説明をするとともに、社内的にも EBITDA に基づく中期計画の目標数値を達成するべく事業を推進しております。

そこで、投資家の皆さまへご説明している目標数値、及び社内的な目標数値と、本ストック・オプションの付与対象者である当社経営幹部のインセンティブとしての目標数値を統一し、中期計画の達成に対して経営幹部のコミットメントをより向上させることを目的として、本ストック・オプションの行使条件となる指標を経常利益から EBITDA へ変更することを決定いたしました。

なお、今回の変更に際しては、本ストック・オプション発行時と同様に、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによるオプション価値算定を実施し、当初行使条件に基づくオプション価値と比較して変更後の行使条件に基づくオプション価値の方が低くなるとの算定結果を得ております

（いずれも、株価は取締役会決議日前日である平成 30 年 3 月 14 日の終値を基準として算定しているほか、その他行使条件を除く諸条件についても同一の条件にて算定を行っております）。そのため、当社としては、今回の行使条件の変更によって本ストック・オプションの発行が有利発行に該当することにはならないと判断しており、本ストック・オプションの付与を受けている当社経営幹部にとっては、今回の条件変更はむしろ不利なものであると考えております。

当社としては、今回の条件変更によって本ストック・オプションの行使条件の達成が当初より困難になったとしても、投資家の皆さまへご説明している中期計画の目標数値に対するコミットメントを高める方がより重要であるとの観点から、今回の行使条件変更を決定しております。

2. 変更箇所（新株予約権（有償ストック・オプション）の行使の条件）

※行使可能割合が10%となる行使条件については、平成29年9月期においてすでに達成されているため、今回の条件変更の対象とはしておりません。

（変更前）

新株予約権者は、平成29年9月期から平成32年9月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a) 経常利益が12億円を超過した場合 行使可能割合：10%
- (b) 経常利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (c) 経常利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

（変更後）

新株予約権者は、平成29年9月期から平成32年9月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の経常利益又は同有価証券報告書に記載される連結損益計算書若しくは連結キャッシュ・フロー計算書上の数値に基づいて算出されるEBITDAが、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益又はEBITDAの水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、EBITDAは、「営業利益＋減価償却費＋のれん償却額＋持分法による投資利益」の算式に基づいて算出された数値とする。

- (a) 経常利益が12億円を超過した場合 行使可能割合：10%
- (b) EBITDAが18億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (c) EBITDAが24億円を超過した場合 行使可能割合：75%
- (d) EBITDAが30億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益及びEBITDAの判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

以上